

京都市公有財産及び物品条例の一部を改正する条例（平成25年12月24日京都市条例第72号）（行財政局財政部財産活用促進課）

本市以外の者に対し、本市保有の公用又は公共の用に供する土地や建物（行政財産）の使用を、本来の用途又は目的を妨げない限度において許可する場合の使用料の延滞金（以下「本件延滞金」という。）の割合について、市税に係る延滞金の割合に合わせてるとともに、近年の低金利の状況を踏まえ、市税条例において、当分の間、市税に係る延滞金の割合を軽減することに準じ、当分の間、軽減することとしました。

また、市税条例に合わせ、本件延滞金の徴収に係る端数計算の方法を定めることとしました。

このほか、本市が保有する土地や建物等（公有財産）の処分、貸付け等に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議していただく委員会を設置することができる規定を設けました。

この条例は、平成26年1月1日から施行します。

なお、本件延滞金に係る改正は、平成26年1月1日以後の期間に対応する分について適用し、同日前までの期間に対応する分については、従前の例によることとします。

京都市公有財産及び物品条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年12月24日

京都市長 門川 大作

京都市条例第72号

京都市公有財産及び物品条例の一部を改正する条例

京都市公有財産及び物品条例の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 雑則(第13条・第14条)」を
「第4章 委員会(第13条~第1
第5章 雑則(第17条・第18
6条)
に改める。
条)」

第3条第1項中「行政財産」を「市長は、行政財産」に、「の納付」を「の納入」に、「納付した」を「納入の」に、「14.5パーセント」を「14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)」に改め、同条第3項中「盗難」を「不測の事故」に改め、「第1項の規定による」を削り、「減免する」を「減額し、又は免除する」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 第1項の延滞金額を計算する場合において、その計算の基礎となる使用料の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその使用料の額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 前3項の規定により計算した延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

第3条の2中「前条第3項」を「前条第5項」に、「減免する」を「減額し、又は免除する」に改める。

第7条中「第3条第3項」を「第3条第5項」に、「減免する」を「減額し、又は免除する」に改める。

第14条を第18条とする。

第13条中「第3条第3項」を「第3条第1項若しくは第5項」に改め、同条を第17条とする。

第4章を第5章とし、第3章の次に次の1章を加える。

第4章 委員会

(委員会)

第13条 市長は、公有財産の処分、貸付け等に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議させるため、委員会を置くことができる。

(委員会の組織)

第14条 委員会は、それぞれ委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第15条 委員の任期は、2年以内においてそれぞれの委員会ごとに市長が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(秘密を守る義務)

第16条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

附則第3項中「または」を「又は」に、「第2条第3項、第3条第2項」を「第2条第4項、第3条第5項」に改める。

附則に次の1項を加える。

(延滞金の割合の特例)

4 当分の間、第3条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市公有財産及び物品条例の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(行財政局財政部財産活用促進課)